

第1章 県土の緑

1 本県における緑化のあゆみ

(1) 国土緑化の展開

本県における「緑化」は、県土保全として始まったと言えます。

森林は、昔から、人々の生活の糧となる林産物やエネルギーを供給してくれるだけでなく、祭礼などを通じ、その地域の歴史と文化を支えてきました。

しかし、本県では、江戸時代後期から明治時代にかけて木材を燃料として過剰に利用したことや地質的な要因などにより森林の荒廃が進み、尾張・東濃地域は、瀬戸内、滋賀とともに日本三大はげ山地帯と称されるほど、荒れ果てた状態となりました。

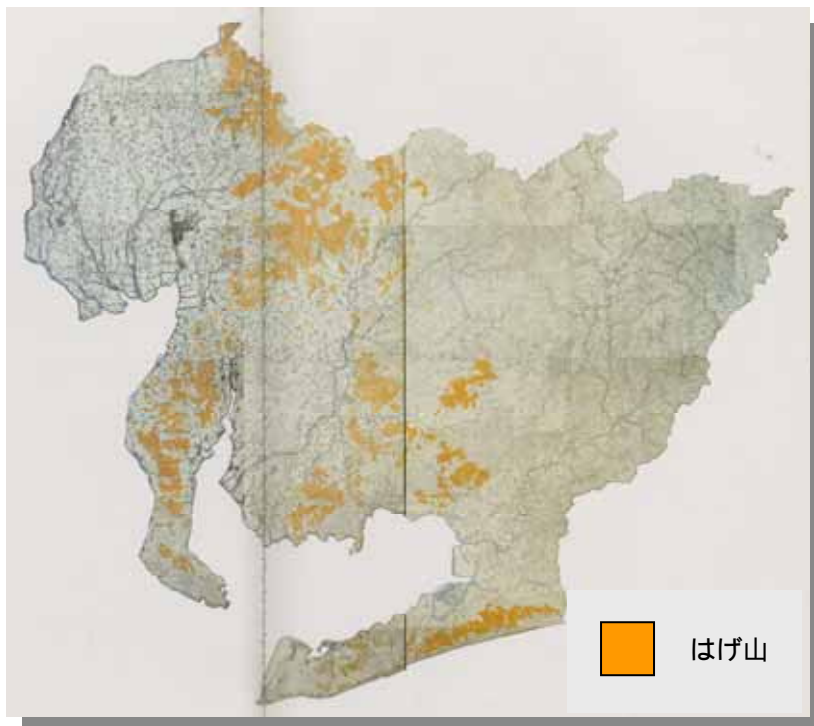


図 1-1 明治中期のはげ山の分布状況

森林保全課資料

こうした「はげ山」に対し、明治政府は河川法・砂防法・森林法のいわゆる治水三法を制定し、森林の回復を図りました。こうしたなか、明治44年には第1期森林治水事業が始まり、第2期森林治水事業が終了する昭和22年には、本県のはげ山の約40%が復旧されました。



はげ山復旧工事施工直後（明治34年）
明治後期にははげ山が広がっていました。

かつてはげ山が目立った山地は、
多くの先人の努力と自然の力により、
現在では豊かな緑に覆われています。

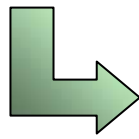


図1-2 はげ山の復旧状況
(瀬戸市東茨町から猿投山方面を望む)

森林保全課資料

しかし、戦後、木材需要の急増による森林の過伐に加え、台風や集中豪雨などが相次ぎ、本県においても、これまでの「はげ山」の他、奥三河林業地帯に「崩壊地」が多く発生し、県土の保全が重要な課題となりました。

その後、昭和26年からの民有林保全10か年計画により、「はげ山」と「崩壊地」の復旧が進められました。こうしたなか、昭和34年に伊勢湾台風で甚大な被害を受けたことをきっかけとして、翌年に「治山治水緊急措置法」が公布され、国土保全の抜本的対策として、計画的な治山事業が推進されるようになりました。

表1-1 はげ山復旧・県土保全の沿革

年代	事業沿革
1890年代	河川法公布('96) 砂防法公布('97)、森林法公布('97)
1900年代	砂防事業開始('00) ホフマン工事 ⁽¹⁾ 実施('05)
1910年代	第1期森林治水事業開始('11)
1930年代	第2期森林治水度業開始('37)
1940年代	第1次治山5か年計画開始('48) 水源林造成事業開始('49)
1950年代	民有林保全10か年計画開始('51) 伊勢湾台風襲来('59)
1960年代	治山治水緊急措置法公布('60)

【ホフマン工事】

イタリア出身のアメリゴ・ホフマン氏の指導を受けて、明治38年に現在の瀬戸市東印所町の県有林内に施工された我国に現存する唯一の欧州式治山工事。降雨による土砂を土堰堤や柳柵で堆積させ、崩壊地山腹斜面は自然のまま放置し、その安定と植生の進入を期待する工法。

また、国土緑化の気運が高まるなか、昭和25年に「国土緑化推進委員会」(現 社団法人国土緑化推進機構)の設立に併せ「全国植樹祭」が開催されるようになり、その後昭和52年に始まった「全国育樹祭」とともに、国土緑化運動の中心的行事として全国各地で開催されています。

本県においても、全国植樹祭に先駆け、昭和23年に「愛知県植樹式」を開催して以来、現在は「愛知県植樹祭」として、毎年県内各地で開催しています。

(2) 都市緑化の展開

高度経済成長に伴う都市化の進展により、市街地や周辺の緑が急激に減少していきながら、昭和49年には都市緑地保全法が施行され、都市における緑地⁽¹⁷⁾の保全及び緑化の推進が図られるようになりました。

本県では、自然環境保全法の施行を受け、昭和48年に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を施行し、以後、県内の貴重な自然環境の保全と緑化の推進による緑の回復を図ってきました。

また、国土緑化推進委員会において昭和25年から実施された「緑の羽根募金」等による学校、公園、街路、職場や家庭などの緑化施策によって、森林だけでなく、都市などの生活環境の緑化推進が図られるようになりました。本県においても、昭和26年に設立された愛知県緑化推進委員会を推進母体として、幅広く緑化の推進に取り組んできました。

平成7年には「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行され、「緑の羽根募金」は「緑の募金」として法制化されました。これに併せて、平成8年に社団法人化された愛知県緑化推進委員会は、身近な環境緑化、森林の整備、緑化に関する国際協力などを通じ、豊かな緑づくりに取り組んでいます。

さらに、市街地の過半を占める私有地の緑化を推進し、緑豊かな都市環境を実現するため、全国組織として、昭和56年に財団法人都市緑化基金が設立され、市民・企業・行政の参加による花と緑のまちづくりを支援することとなりました。その後、都市緑化基金は全国各地の地方公共団体に設けられ、地域での緑化活動の支援が行われています。

本県においても、昭和61年に愛知県都市緑化基金が設立され、市町の都市緑化基金とともに私有地の緑化等の取組を支援しています。

(3) 緑化基本計画の変遷

緑は自然の重要な構成要素であるばかりでなく、豊かな人間生活を送るうえで不可欠なものであり、緑は人々の生活環境の快適性や安全性を確保するうえでも、極めて重要なものです。

戦後の高度経済成長期、都市地域への産業人口の集中や都市近郊地域の市街化が急速に進みました。このため、宅地造成などにより緑が減少し、街のコンクリート化が進むなど、都市を中心とした緑の環境が大きく変わり、人々をとりまく自然環境や生活環境は徐々に悪化していきました。

こうしたなか、自然環境の適正な保全と県土の緑化推進を目的として、昭和48年3月に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき、市街地及びその周辺の土地について計画的かつ効率的に緑化を推進するため、昭和49年3月に「愛知県緑化基本計画(第1次)」を策定して以降、昭和56年3月に第2次計画、平成元年9月に第3次計画、平成10年10月に第4次計画を策定してきました。

第1次計画及び第2次計画は、当時緑化が急務とされた市街地及びその周辺の土地を対象に、緑化推進事業⁽¹⁸⁾(県補助事業)を実施する「緑化推進地区⁽¹⁹⁾」の指定に係る基本計画として策定しました。

第3次計画は、愛知21世紀計画等上位計画の変更などを受け、条例第3条(現条項)に規定する県の責務を具体化するため、県関係部局で組織する「緑化推進連絡会議⁽²⁰⁾」を設置し、県が行う緑化関係施策を総合的に推進する指針としてとりまとめました。

第4次計画もその考え方を引き継ぎ策定しました。

表 1-2 愛知県緑化基本計画の変遷

計画	策定年月	目標年次《計画期間》
第1次愛知県緑化基本計画	昭和49年 3月	昭和52年(1977年)《当面5か年》
第2次愛知県緑化基本計画	昭和56年 3月	昭和60年(1985年)《当面5か年》
第3次愛知県緑化基本計画	平成元年 9月	平成12年(2000年)
第4次愛知県緑化基本計画	平成10年10月	平成22年(2010年)
あいちのみどり2020 (第5次愛知県緑化基本計画)	平成23年 5月	平成32年度(2020年度)

表 1-3 緑化関係年譜

年代	愛知県	国内
1940年代	農林部設置('48) 愛知県植樹式開始('48)	第1次治山五箇年計画開始('48)
1950年代	愛知県緑化推進委員会発足('51) 産業振興治山復旧事業創設(単県事業)('55) 治山課設置('58) 伊勢湾台風襲来('59)	国土緑化推進委員会発足('50) 全国植樹祭開始('50) 緑の羽根募金運動開始('50) 森林法改正('51) 農地法施行('52) 保安林整備臨時措置法制定('54) 都市公園法施行('56) 自然公園法施行('57)
1960年代	治山事業十箇年計画(第一次治山事業五箇年計画)策定('61) 愛知県立自然公園条例施行('68)	治山治水緊急措置法制定('60) 農業基本法施行('61) 全国総合開発計画決定('62) 都市計画法施行('69) 農業振興地域の整備に関する法律施行('69)
1970年代	緑化指導室・自然保護課設置('73) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行('73) 緑化推進事業開始('73) 愛知県植樹式を愛知県緑化推進大会に改称('73) 自然環境保全等基本方針策定('74) 第1次愛知県緑化基本計画策定('74) 愛知県緑化センター開所('76) 第30回全国植樹祭開催('79)	自然環境保全法施行('72) 都市緑地保全法施行('74) 生産緑地法施行('74) 工場立地法施行('74) 全国育樹祭開始('77)
1980年代	第2次愛知県緑化基本計画策定('81) 愛知県植木センター開所('86) 愛知県都市緑化基金設置('86) 愛知県緑化推進大会を愛知県植樹祭に改称('86) 愛知県緑化推進連絡会議設置('87) 第3次愛知県緑化基本計画策定('89) 愛知県都市緑化推進計画策定('89) 第1回あいち都市緑化フェア開催('89)	第1回全国都市緑化フェア開催('83) みどりの日(4月29日)制定('89)
1990年代	公園緑地課設置('94) 愛知県環境基本条例施行('95) 自然緑化課設置('96) 都市の緑の保全、育成、創造のための21の方針策定('96) 愛知県環境基本計画策定('97) 第4次愛知県緑化基本計画策定('98)	国際花と緑の博覧会開催(大阪市)('90) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行('93) 環境基本法施行('93) 緑の政策大綱策定('94) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行('95) 第1次生物多様性国家戦略策定('95) 森林資源に関する基本計画策定('96) 第9次治山治水事業七箇年計画開始('97)
2000年代	森林保全課設置('00) 愛知県広域緑地計画策定('00) 第2次愛知県環境基本計画策定('02) 第27回全国育樹祭開催('03) 食と緑を支える県民の豊かな暮らしづくり条例施行('04) 食と緑の基本計画策定('05) あいち海上の森条例施行('06) あいち海上の森センター開所('06) 海上の森保全活用計画策定('07) あいち森と緑づくり基金条例一部施行('08) 第3次愛知県環境基本計画策定('08) あいち自然環境保全戦略策定('09) あいち森と緑づくり税条例、同基金条例一部施行('09) あいち森と緑づくり事業開始('09)	第2次生物多様性国家戦略策定('02) 都市緑地保全法を都市緑地法に改称('04) 景観法施行('04) 2005年日本国際博覧会(愛知万博)開催(愛知県)('05) みどりの日を5月4日に変更('07) 第3次生物多様性国家戦略策定('07)
2010年代	あいちのみどり2020策定('11) 愛知県広域緑地計画改定予定('11)	生物多様性条約第10回締約国会議開催(愛知・名古屋)('10)

2 緑の現況

(1) 県土のあらまし

ア 地形

本県は本州のほぼ中央に位置し、西側で三重県に、北側で岐阜県・長野県に、東側で静岡県にそれぞれ接しています。県内最高峰の茶臼山(標高 1,415m)を中心に北東部から南西に向かって広がる三河山地、西部から南東部に広がる平野、及びその中間に位置する丘陵地、台地からなり、伊勢湾、三河湾及び遠州灘で太平洋と接しています。

県土面積は 516,270ha で、国土の約 1.4% を占め、全国で 27 番目の広さとなっています。県土のうち標高 100m 未満の土地が半分以上と比較的平野部が多く、西部から南東部へかけて、木曾川等によって形成された濃尾平野、矢作川下流に形成された西三河(岡崎)平野、豊川下流部に形成された東三河(豊橋)平野が広がっています。

また、丘陵地は、主に県北部から尾張東部を経て、知多半島に向かい分布しています。

本県の地形の概況は、図 1-3 のとおりです。

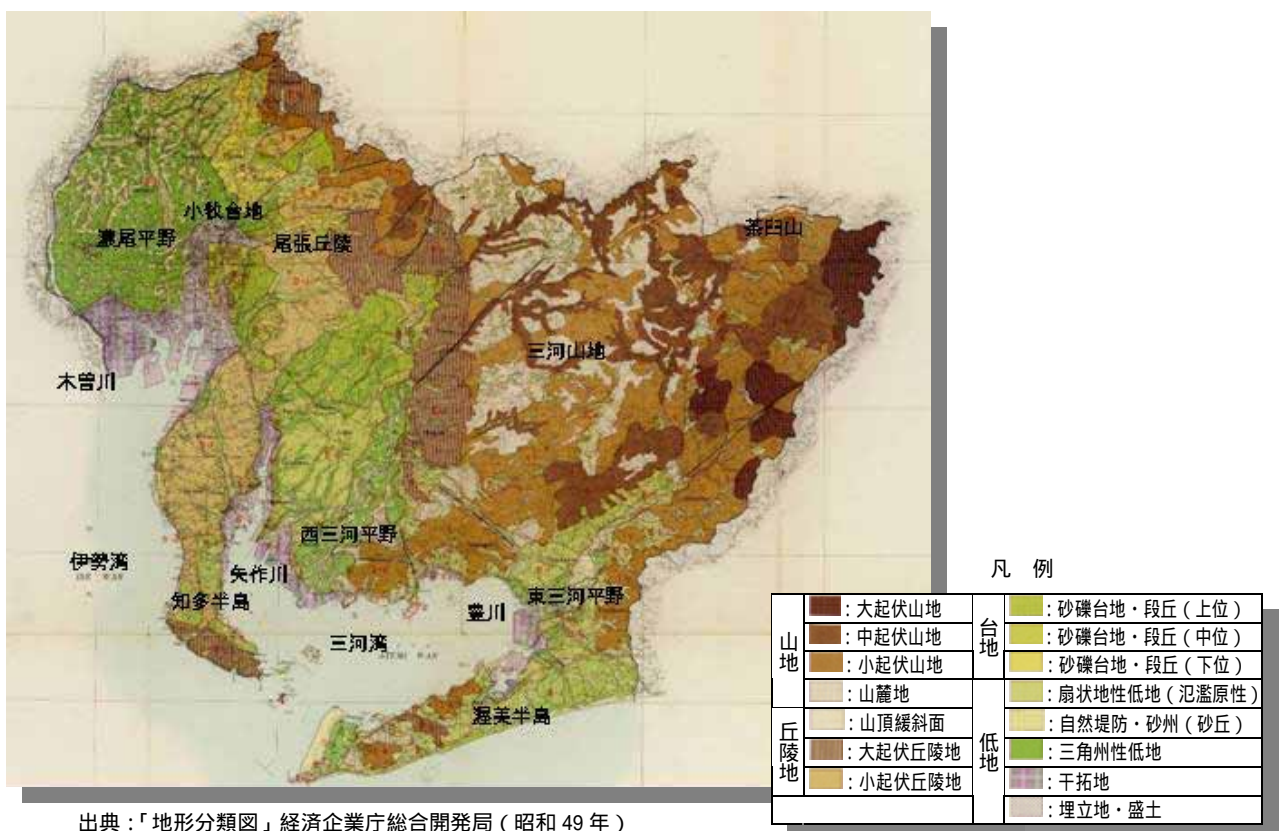


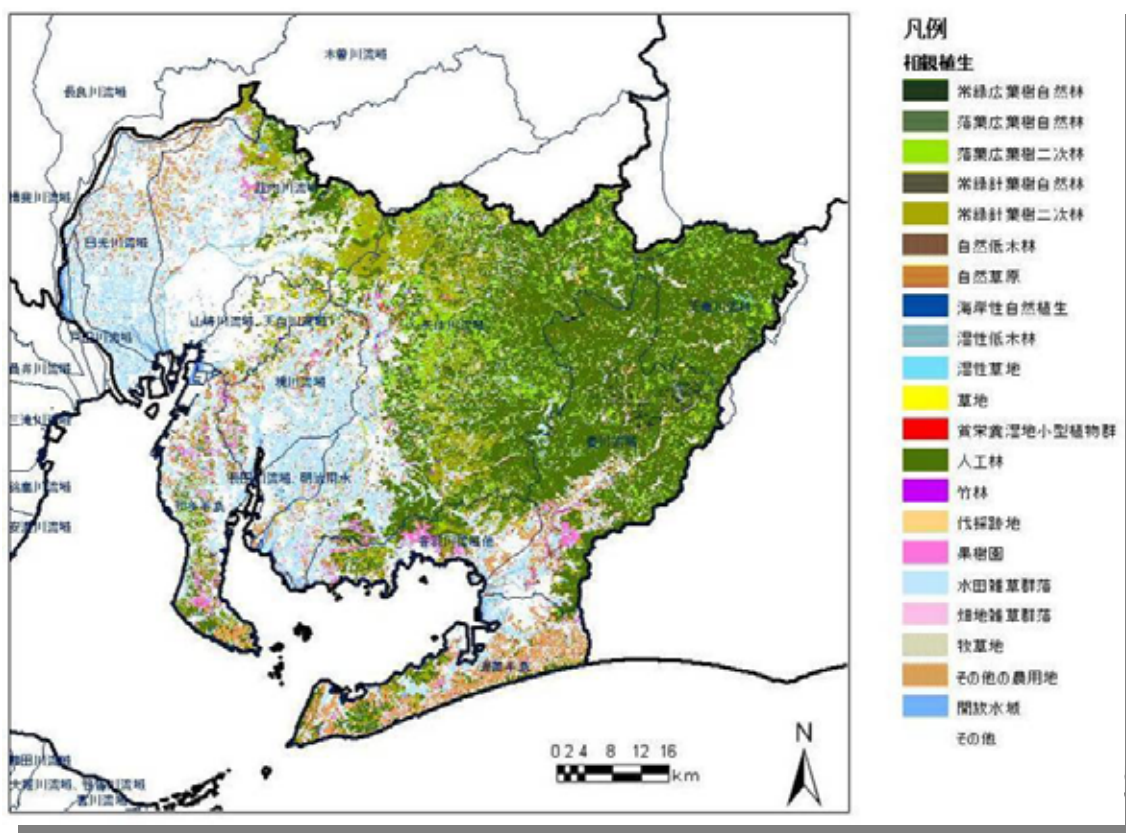
図 1-3 本県の地形分類

イ 植生

本県の植物区分は、温暖な気候のもと、三河山間地域の一部が冷温帯に属するのを除きほとんどが暖温帯に属しています、

県土の43%を森林が占め、そのうち95%が民有林⁽²¹⁾、さらにその64%が人工林となっています。また、都市近郊にはアカマツやコナラを中心とした二次林⁽²²⁾が広がり、尾張・西三河地域の平野部を中心として、水田・畑が広範囲に広がっています。

本県の植生の状況は、図1-4のとおりです。



出典：「自然環境情報GIS（第3～5回自然環境保全基礎調査 植生調査）」環境省（昭和58～61、平成1～5、9～13年）

図1-4 本県の植生の状況

(2) 土地利用からみた県土

ア 土地利用の推移

県土の代表的な緑である農用地・森林は、無秩序な改廃を防止し適正な維持管理を促進するとともに、効率的な利用と生産性の向上に努めているところですが、土地水資源課の資料で平成11年から平成21年の10年間の主な土地利用の推移(表1-4)をみると、農用地は6,667ha減少(減少率7.7%)し、森林は1,747ha減少(減少率0.8%)しています。一方、宅地などの都市的土地利用が進むなか、道路は2,819ha増加(増加率7.7%)し、宅地は6,514ha増加(増加率7.5%)しています。

こうした農用地・森林の減少は、総量としての緑が減少するだけでなく、野生動植物の生息・生育空間を狭めるとともに、生息・生育空間を分断・孤立化させ、生物の移動経路を確保し生物多様性を維持する生態系ネットワークの衰退にもつながることから、将来に向け、緑の量・質・多様性のいずれも高めていくような取組が必要です。

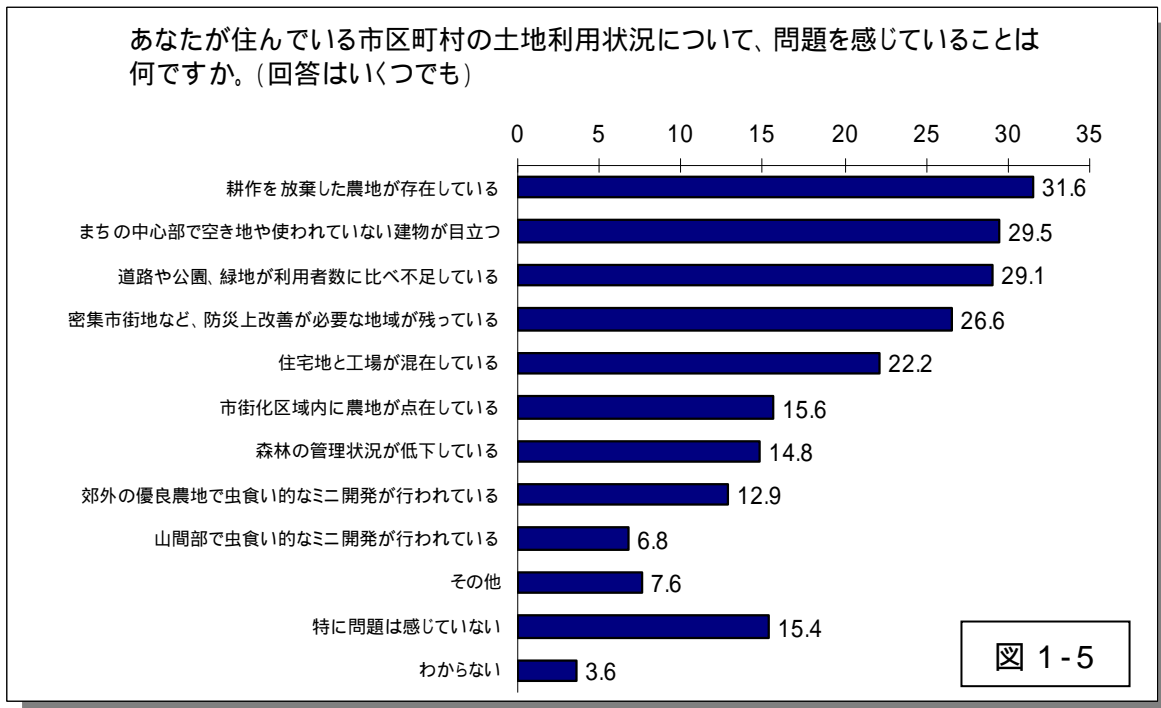
表1-4 愛知県における主な土地利用の推移

区分	現況面積(ha)			増減面積(ha)			対比(%)		
	1999年 (平成11年)	2004年 (平成16年)	2009年 (平成21年)	1999~ 2004年	2004~ 2009年	1999~ 2009年	2004 / 1999	2009 / 2004	2009 / 1999
農用地	86,513	83,932	79,846	2,581	4,086	6,667	97.0	95.1	92.3
森林	221,248	220,220	219,501	1,028	719	1,747	99.5	99.7	99.2
水面	24,229	24,096	23,864	133	232	365	99.5	99.0	98.5
道路	36,648	38,275	39,467	1,627	1,192	2,819	104.4	103.1	107.7
宅地	86,493	89,663	93,007	3,170	3,344	6,514	103.7	103.7	107.5
その他	60,254	59,877	60,585	377	708	331	99.4	101.2	100.5
県土面積	515,385	516,063	516,270	678	207	885	100.1	100.0	100.2

- 注) 1 参考:土地に関する統計年報
 2 はマイナスを表す
 3 水面は「水面・河川・水路」
 4 道路は一般道路並びに農道及び林道
 5 その他は県土面積から農用地、森林、水面、道路、宅地を引いたもの

イ 土地利用に関する意識

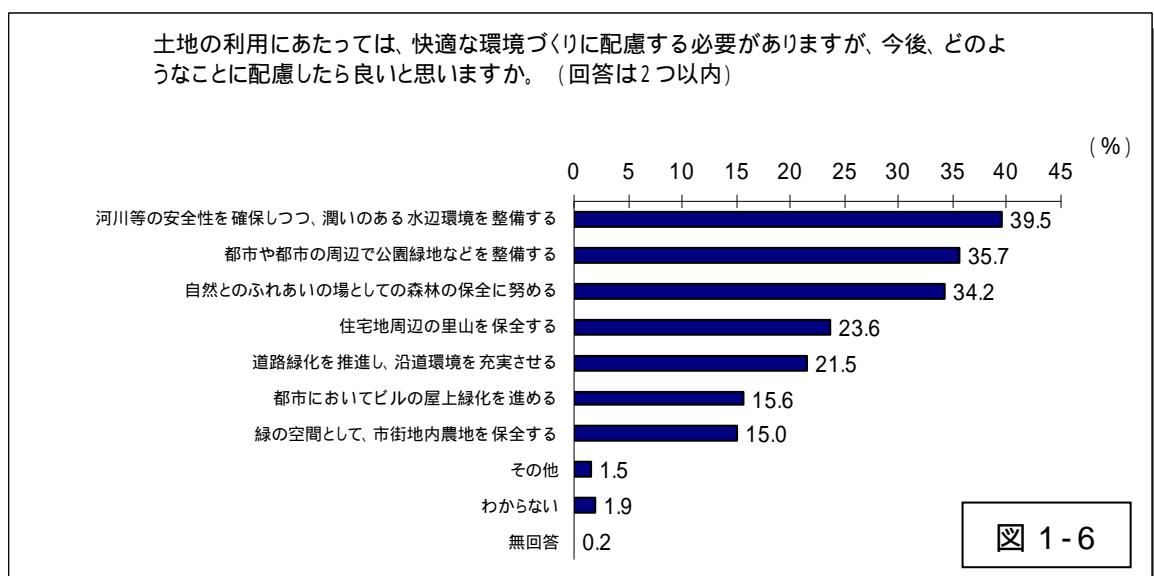
県政モニターアンケート報告書(平成21年3月)によると、土地利用状況について感じている問題は、図1-5に示すように、「耕作を放棄した農地の存在」が最も多く、「道路や公園、緑地が利用者数に比べ不足」も多くの方が感じているとの結果でした。



出典：平成 20 年度 県政モニターアンケート報告書

また、同じ報告書によると、土地利用にあたって快適な環境づくりに配慮すべき事項としては、図 1-6 に示すように、「河川等の安全性を確保しつつ、潤いのある水辺環境を整備」が最も多く、次いで「都市や都市周辺で公園緑地などを整備」、「自然とのふれあいの場としての森林の保全」が必要であるとの意見が多くなっています。

なお、これは、平成 8 年に実施したアンケート調査と同様の結果となっています。

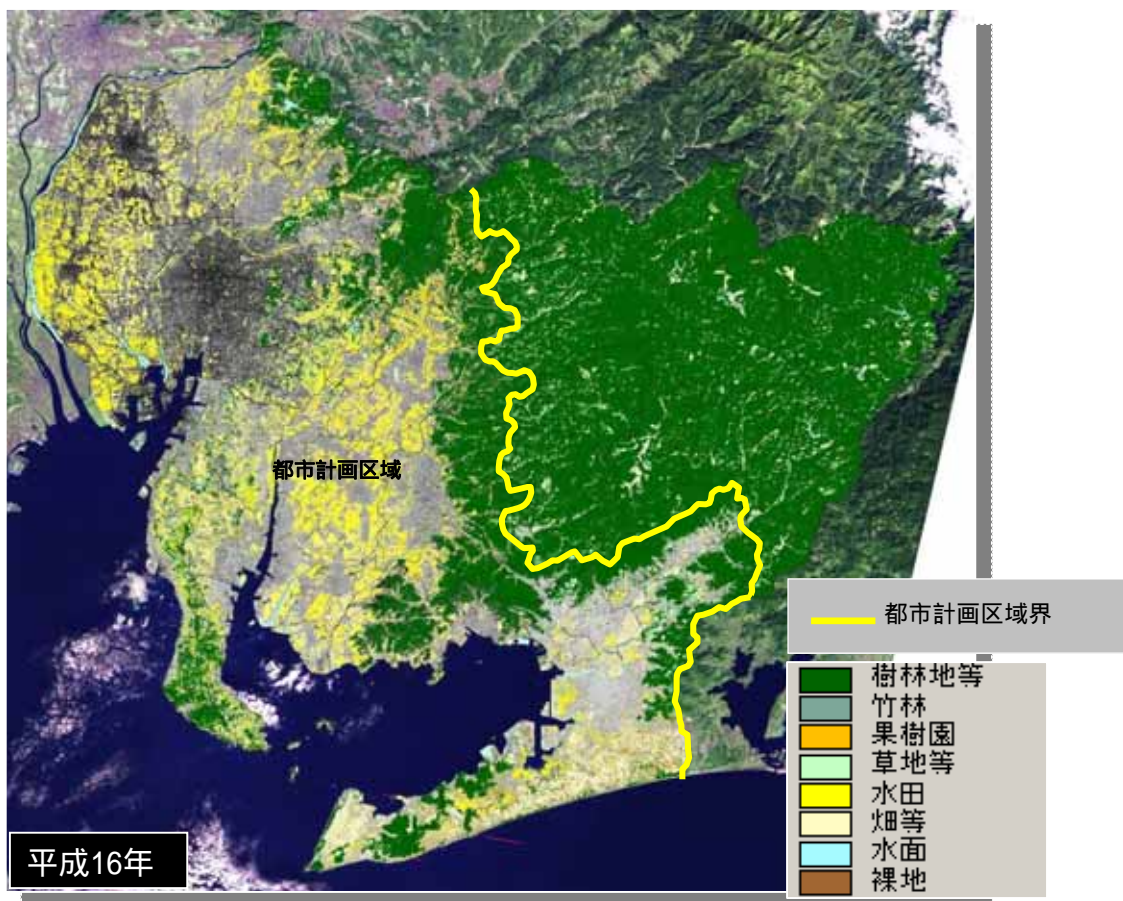


出典：平成 20 年度 県政モニターアンケート報告書

(3) 都市の緑の現況

愛知県広域緑地計画基本方針（建設部）によると、平成16年の衛星画像データに基づき、緑を樹林地等、竹林、果樹園、草地等、水田、畑等などとして解析した結果、県土の緑被⁽²³⁾の状況は図1-7のとおりとなっています。

樹林地等は、三河山間部を中心に、尾張東部及び西三河南東部から東三河西部並びに知多・渥美両半島に分布しており、尾張西部及び知多半島北東部から西三河西部並びに東三河南部から渥美半島にかけて、水田や畑地が広がっています。



出典：「愛知県広域緑地計画基本方針」愛知県
(平成20年3月) LANDSAT/TM データ(観測日:2004/5/1、11/9)

図1-7 本県の緑被の状況

都市部では、緑の確保に向けた様々な制度の推進や屋上緑化等の建物緑化の普及により、緑の確保に努めているところですが、主に市街地周辺における宅地開発や工業団地の造成が大きな原因となり緑の面積は減少しています。都市部の緑の現況については、愛知県広域緑地計画基本方針において、図 1-8 のとおり都市計画区域内の緑被として、その状況が示されています。これによると、都市計画区域内の主な緑被は樹林地等、水田及び畑等であり、平成 16 年のデータでは樹林地等は区域全体の 23%、水田及び畑等を合わせた面積も区域全体の 23%を占めています。

また、平成 4 年から平成 16 年の間に、都市計画区域内の緑被率⁽²⁴⁾は 58.1%から 55.3%に減少しており、緑被面積は 9,596ha 減少しています。種別ごとには、樹林地等が 4,352ha の減少、水田が 3,120ha の減少、畑等が 1,088ha の減少となっており、樹林地等及び水田が大きく減少しています。

さらに、都市計画区域のうち市街化区域内の緑被の状況を図 1-9 に示します。区域全体の緑被率は、平成 4 年から平成 16 年の間に 20.8%から 20.1%に減少しており、緑被面積は 331ha 減少しています。種別ごとには、樹林地等が 357ha の減少、水田が 149ha の減少となっています。

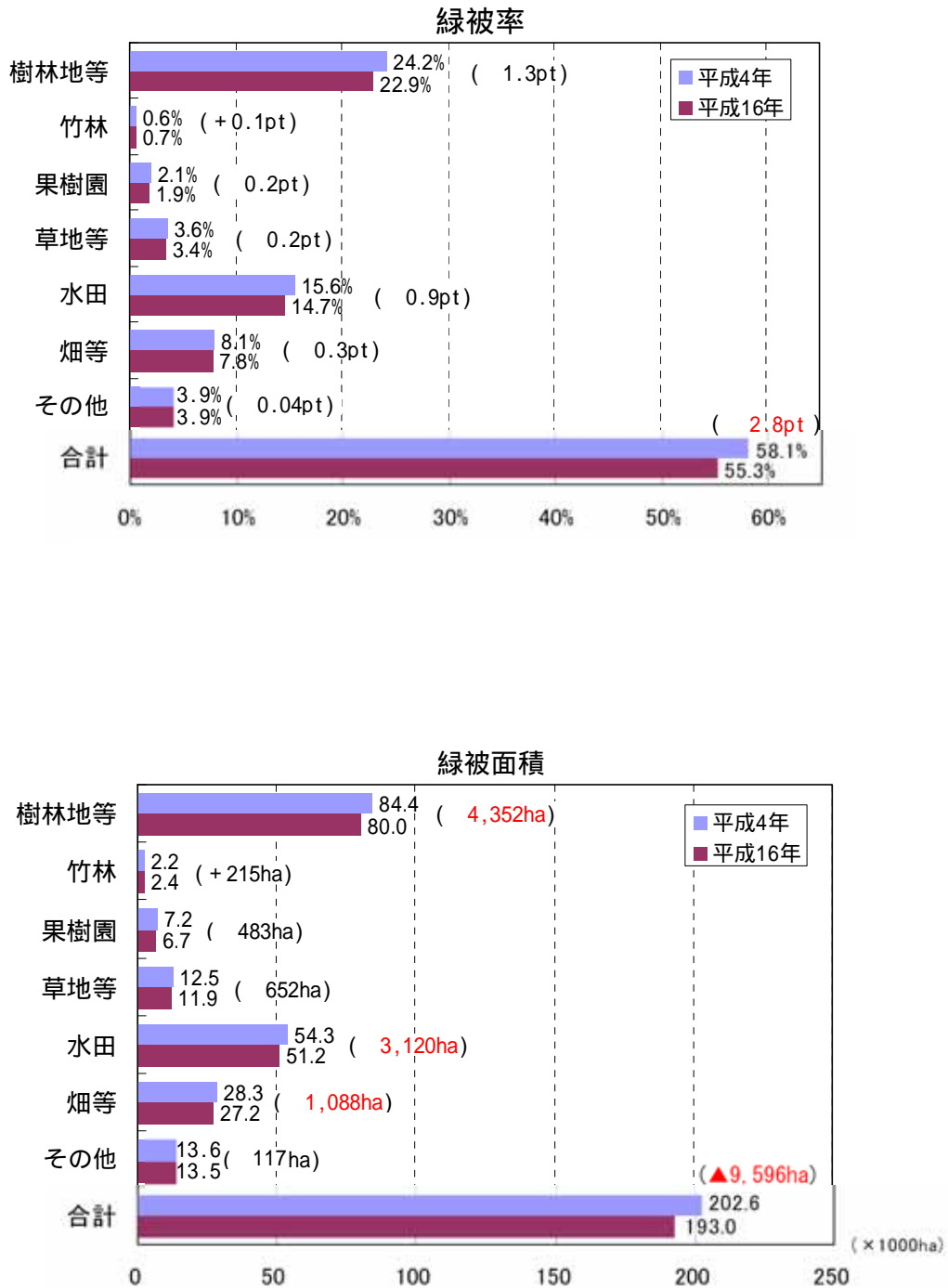


図 1-8 都市計画区域内の緑被 (H4・H16)

注1) 出典：愛知県広域緑地計画基本方針

注2) 都市計画区域面積：平成4年 348,724ha、平成16年 349,307ha

注3) 解像度 30mのランドサットの衛星画像をもとに分類・解析

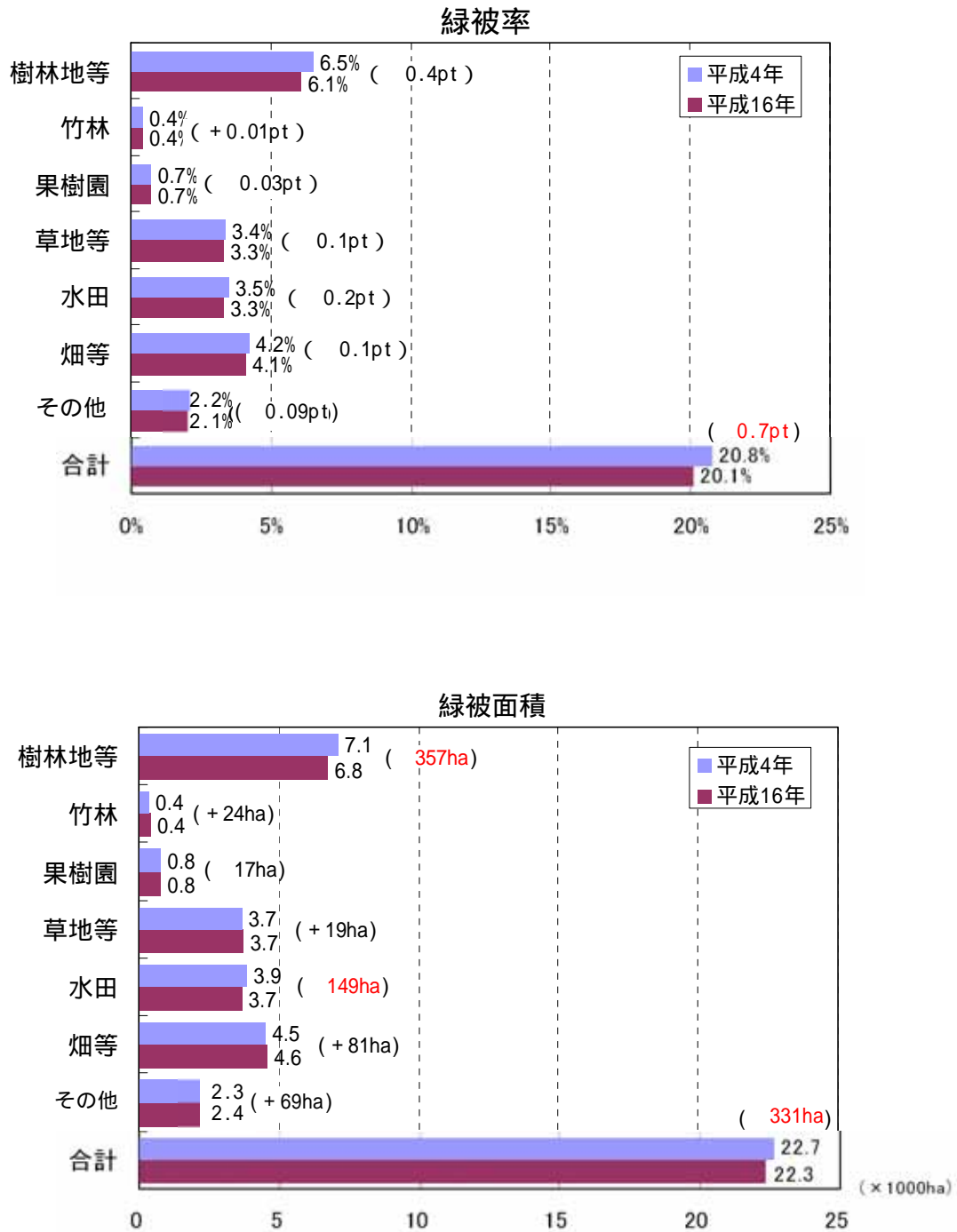


図 1-9 市街化区域内の緑被 (H4・H16)

注 1) 出典：愛知県広域緑地計画基本方針

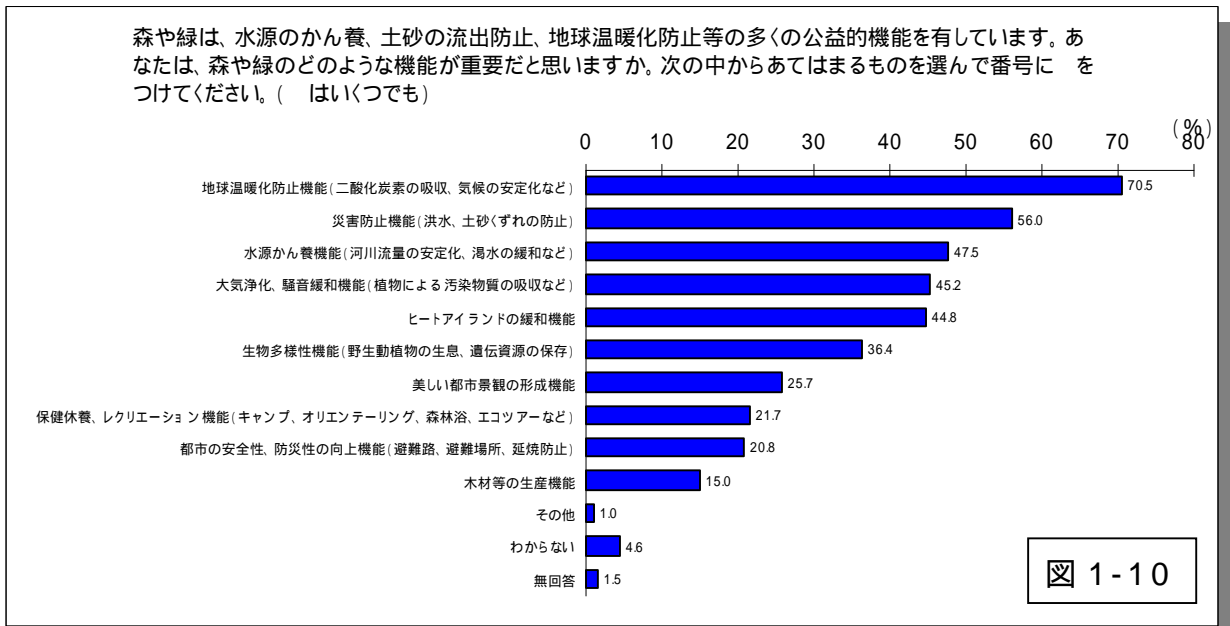
注 2) 市街化区域面積：平成 4 年 108,831ha、平成 16 年 111,297ha

注 3) 解像度 30m のランドサットの衛星画像をもとに分類・解析

(4) 緑に関する県民の意識

ア 緑に関する意識

県政世論調査（平成20年12月）によると、森や緑が持つ機能のうち重要であると思う機能を尋ねたところ、図1-10に示すように、二酸化炭素を吸収し気候を安定化させる「地球温暖化防止機能」、洪水や土砂くずれを防止する「災害防止機能」、河川の流量を安定化し湧水を緩和する「水源かん養機能」や、「大気浄化、騒音緩和機能」、「ヒートアイランドの緩和機能」などの公益的機能が重要であるとの回答でした。



出典：平成20年度 県政世論調査

イ 緑との関わりに関する意識

愛知万博や東海豪雨災害などを契機とし、自然環境保全に対する関心の一層の高まりとともに、こうした機会ボランティア活動をされる方が増えています。

県政モニターアンケート報告書（平成21年3月）によると、「荒れた森林や休耕地の管理」への地域住民としての参加意向を尋ねたところ、図1-11に示すように、条件付きも含め約9割の方が参加する意向があると回答しています。

また、「公園や道路の管理」への地域住民としての参加意向についても、図1-12に示すように、条件付きも含め約9割の方が参加する意向があると回答しています。

近年、荒れた森林や休耕地の管理、緑あふれる住宅地づくりなど、地域の住民が主体となって、国土をより良い状態で次世代へ引継ごうという活動が数多く見られるようになってきました。

そこで、お伺いします。あなたは、「荒れた森林や休耕地の管理」について、地域に暮らす住民として、これらの地域づくりに参加する意向はありますか。(回答は1つ)

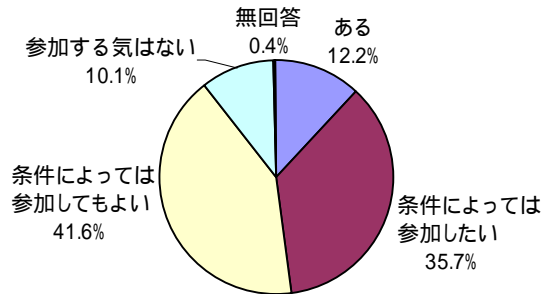


図 1-11

出典：平成 20 年度 県政モニターアンケート報告書

近年、地域の公園や道路の管理など、地域の住民が主体となって、緑あふれる快適な住宅地づくりを進めていこうといった活動が数多く見られるようになってきました。

そこで、お伺いします。あなたは、「公園や道路の管理」について、地域に暮らす住民として、これらの地域づくりに参加する意向はありますか。(回答は1つ)

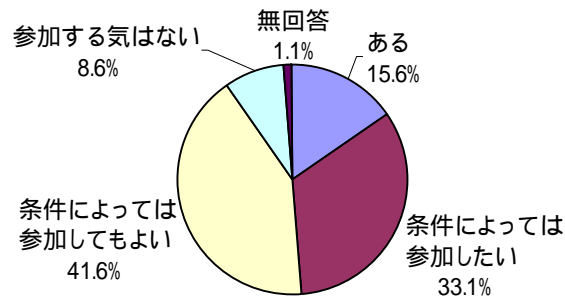
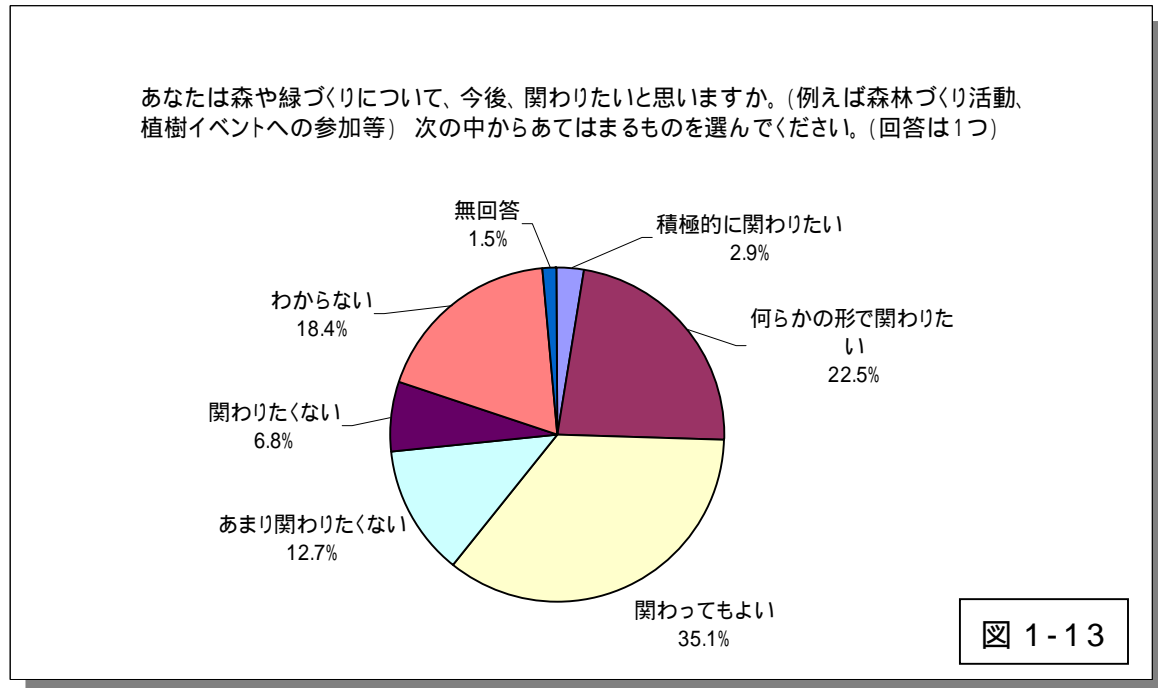


図 1-12

出典：平成 20 年度 県政モニターアンケート報告書

どちらの質問に対しても、条件付きの参加と回答した人が必要としている条件（複数回答可）として、「費用の支援」、「一緒にやろうという人や団体の存在」をあげている方が6割、「地域の情報や住民の熱意」をあげている方が5割、「勤め先の支援体制」、「行政からの支援要請」をあげている方が4割となっています。

また、県政世論調査（平成20年12月）によると、森林づくり活動や植樹イベントなどの森や緑づくりに関わりたいですかとの質問に対し、図1-13に示すように約6割の方が関わりたい、あるいは関わってもよいと回答しています。



出典：平成20年度 県政世論調査

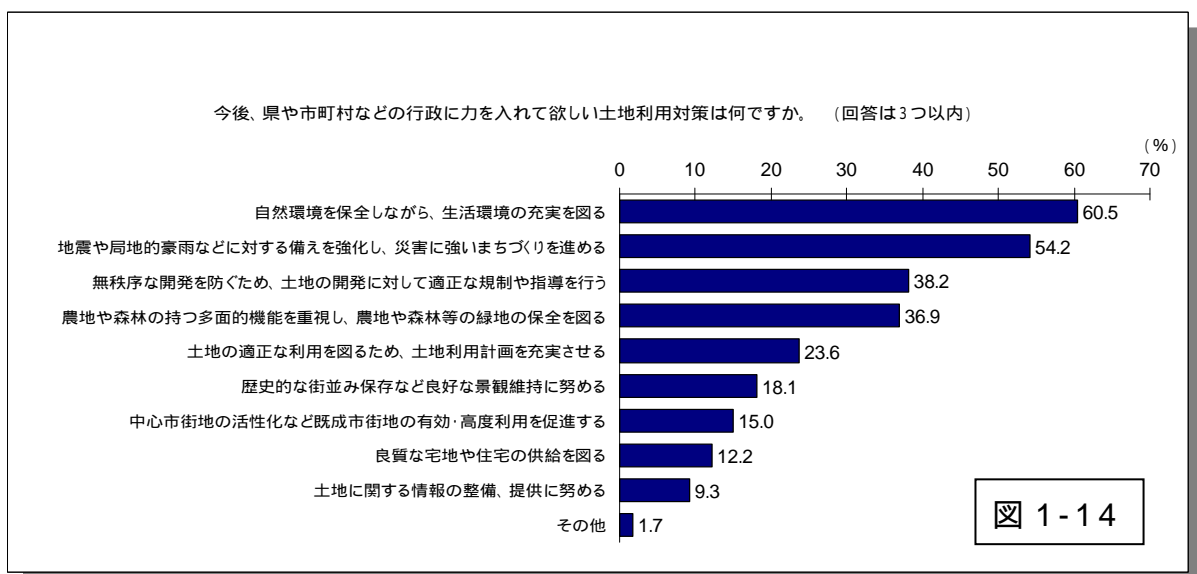
3 緑化のあり方と課題

(1) これからの緑化のあり方

社会の急激な変化や県民のニーズの多様化などにより、今後、緑化を進めるにあたっては、こうした状況に対応していくことが必要です。

県政モニターアンケート報告書（平成21年3月）によると、今後、県や市町村などの行政に力を入れて欲しい土地利用対策は、図1-14に示すように、「自然環境を保全しながら、生活環境の充実を図る」が最も多く、次いで「地震や局地的豪雨などに対する備えを強化し、災害に強いまちづくりを進める」となっており、安心・安全な土地利用対策への期待が高くなっています。

一方で、「無秩序な開発を防ぐため、土地の開発に対して適正な規制や指導を行う」「農地や森林の持つ多面的機能を重視し、農地や森林等の緑地の保全を図る」など、自然環境の保全についても多くの方が必要であると思っています。



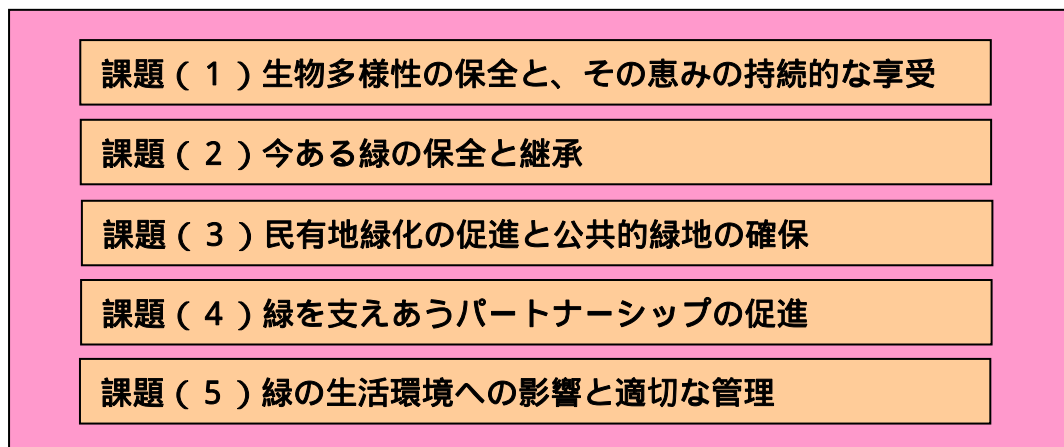
出典：平成20年度 県政モニターアンケート報告書

こうした状況や本県における緑の現況を踏まえ、まず、緑化を進めるにあたっては、生物多様性の保全や災害に対する備えなど、安心・安全な生活環境の確保を目指した施策を展開していく必要があります。

また、森林づくり活動への都市住民の参加など、緑化推進への様々な主体の関わりが増大しています。このため、県、市町村、県民、企業、NPO等が協働・連携しながら、自然環境・地球環境の保全のみならず私たちの生活を豊かで潤いのあるものとしてくれる「緑」を、しっかりと支えていく必要があります。

(2) 緑化の課題

こうした緑化を取り巻く状況を踏まえ、本書では緑化の課題を次の5項目に分け整理します。



課題(1) 生物多様性の保全と、その恵みの持続的な享受

戦後の高度経済成長に伴う開発等により、野生生物の生息・生育空間が減少しています。また、生物多様性の保全に寄与してきた里山等が、生活様式の変化等により手入れが行き届かなくなったことから、その環境に固有の生物の生息・生育が危ぶまれています。

このような野生生物の生息・生育空間の減少や悪化は、生物多様性の危機を招き、人類が享受できる様々な生物多様性の恩恵を永久に消失させるおそれがあります。

このため、野生生物の生息・生育空間を保全するとともに、これらをネットワーク化することにより生物多様性を保全し、その恵みを持続的に享受できるようにしていかなければなりません。

さらに、人為的に持ち込まれた移入種⁽²⁵⁾が在来種の生息・生育に大きな影響を与えているため、その対応が必要です。

自然環境を守り育てることは、多様な生態系の保全につながるるとともに、水害や土砂くずれなどの災害対策にも効果があり、心豊かで安全な県土を実現するうえでも重要です。計画的な開発を進める場合においても、地域特性に応じた生態系の保全に配慮した開発を進める必要があります。

COP10を契機とし、生物多様性に配慮した緑の役割とその重要性に対する県民の意識を高めていくことが求められます。

生物の生息・生育空間の保全とネットワーク化にも配慮した自然空間の整備を進め、快適な環境をつくっていくことが重要です。

表 1-5 レッドデータブックあいち⁽²⁶⁾2009 掲載種数(抜粋)

区 分	内 容			植 物							動 物										
				維管束植物			コケ植物				計	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類	クモ類	貝類	計	
				シダ植物	裸子植物	被子植物	蘚類	苔類													
絶 滅	愛知県ですでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。			42	2	0	40	3	0	3	45	3	0	0	0	0	10	0	9	22	
絶滅のおそれのある種	絶滅危惧類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	絶滅危惧 A類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	58	3	0	55	14	13	1	72	6	9	0	2	2	16	2	53	90
		絶滅危惧 B類	A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	163	21	2	140	22	18	4	185	3	13	1	2	1	25	15	8	68	
	絶滅危惧類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来作用する場合、近い将来「絶滅危惧類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。			200	25	3	172	23	18	5	223	4	26	0	1	8	37	12	29	117
	小 計			421	49	5	367	59	49	10	480	13	48	1	5	11	78	29	90	275	
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。			124	15	3	106	6	5	1	130	8	31	0	4	6	74	4	49	176	
計				587	66	8	513	68	54	14	655	24	79	1	9	17	162	33	148	473	

(参考:レッドデータブックあいち 2009)

課題(2) 今ある緑の保全と継承

森林や農地を始めとする緑は、県民の生活に豊かさと潤いをもたらす公益的機能を有しており、私たちはその恵みを受けて生活しています。このため、県内の緑は県民共有の財産でもあり、みんなで守り・育て、支えていく必要があります。

林業の採算性の悪化により森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから、手入れ不足の人工林が増えています。人工林の間伐は、森林の公益的機能を発揮させる面からも重要な作業ですが、造林事業等の既存事業では所有者の経済的負担が発生するため、採算性の低い森林では、間伐が進まない傾向があります。

人々の生活から切り離され利用されなくなった里山林は、立ち入りにくいほど樹木が生い茂り、枯損木の発生や竹の進入が目立つようになっていきます。また、都市部に近い里山林は、依然として住宅地等への転用により減少傾向にあります。

このように、都市近郊の里山林が有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されています。

自然とのふれあいは人々の心に安らぎを与え、豊かな人間性を育むとともに、生活に彩りをもたらします。さらに、市街地の緑は、ヒートアイランド現象の緩和や、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化など、重要なはたらきを有しています。

このため、市街地の貴重な緑の保全を図り、快適な生活環境をつくっていくことが重要です。

課題（3）民有地緑化の促進と公共的緑地の確保

県全体の市街地の緑被率は、市街地の多くを占める民有地において緑が減少しているため、減少傾向にあります。これは、市街地における未利用地での開発や、既成市街地における新たな緑化余地の少なさなどが原因であると考えられます。

しかし、市街地の緑を増やすことや、市街地の建物を緑化することは、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の省エネルギー対策に寄与するとともに、自然とのふれあいの場の創出など、人々に快適な生活環境を提供することにつながります。このため、市街地における民有地の緑化を促進する必要があります。

公共的緑地の確保としては、防災面での活用も考慮した都市公園等の整備や、緑化景観の形成に配慮した道路整備などと併せた緑地整備が必要となっています。

課題（４）緑を支えあうパートナーシップの促進

愛知万博の理念を継承・発展した環境学習や環境保全活動を推進するとともに、愛・地球博記念公園を始めとする樹林地等を、自然の叡智を学ぶ場、多様な交流の場とすることが求められています。

緑を健全に整備・保全する取組を社会全体で進めるためには、森と緑の重要性について県民の理解や関心をより一層高めるとともに、行政だけでなく、県民、企業、NPOやボランティア団体等の多様な主体が参加し、幅広く協働しながら取り組んでいくことが重要です。

県民一人ひとりの環境に対する意欲を自発的な環境保全活動に結びつけるため、様々な主体が環境学習を総合的・体系的に進めるための仕組みや活動フィールド及び環境学習プログラムの整備を進めるとともに、環境学習を指導する人材や協働・連携を担う人材、環境プログラムを開発・実施する人材の育成が必要です。

緑の公益的機能の重要性への認識が高まるなか、緑づくりへの関わりを望む方が多く、こうした潜在的な力を活用し、県民、企業、NPO、行政等が連携して森を始めとする緑づくり活動を行うパートナーシップを促進することが必要です。



ボランティアによる竹林整備（名古屋市）

課題（5）緑の生活環境への影響と適切な管理

緑は私たちの生活に豊かさと潤いを与えてくれる半面、植物は生長して大きくなると、季節によって姿を変えること、そして身近な環境の構成要素であることなどから、私たちの快適な生活に様々な影響を与えることもあります。

こうした生活環境への影響は、自然との共生の範疇として受け入れなければならないものもありますが、適切な管理がなされていないことが原因となることもあります。

様々な機能を期待して人の手により創出された緑は、管理を適切に行うことでその機能が高次に発揮されます。このような緑は質の高い緑と言えますが、実態は手入れが十分になされていない状況がみられます。

このため、地域住民の緑に関する正しい認識と自然との共生についての理解を深めるなど緑の啓発を進めるとともに、パートナーシップの強化により、地域と一体となった緑の管理を進めていくことが非常に大切です。

また、緑の質を高めるため、整備目的に応じた適切な管理をする必要があります。

【参考】

1 生活環境への影響の例

- ・街路樹の落葉による交通への影響
- ・隣地からの木竹及びその枝葉等の侵入
- ・街路樹の成長による路面隆起
- ・強剪定（落葉対策）による街路樹景観への影響
- ・野生動物の生息環境としての影響（騒音や糞害）



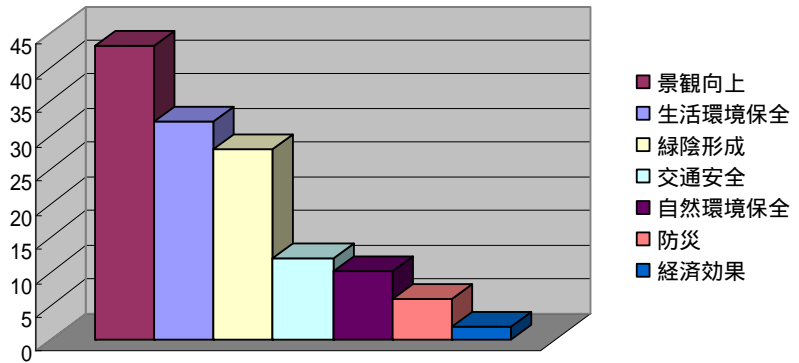
歩道に積もる落葉

2 街路樹等の剪定管理に関するアンケート調査について

愛知県植木センターでは緑化に関する調査研究を行っており、このうち「街路樹等の剪定管理についての調査」の基礎資料とするため、平成20年度に市町村を対象に街路樹の剪定等管理状況についてアンケート調査を実施しましたが、その結果は次のとおりです。

(1) 街路樹に期待する効果

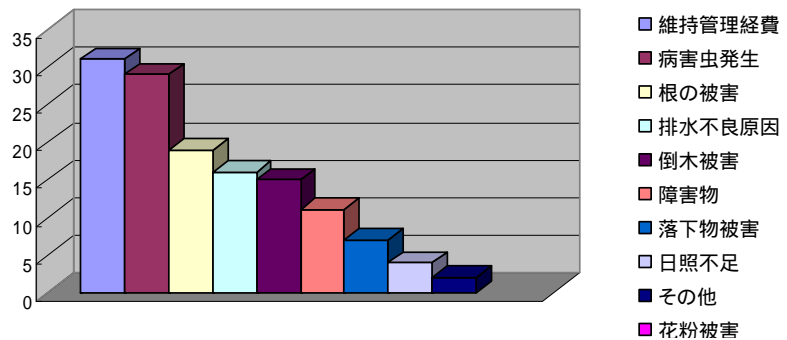
《アンケート結果》
景観向上、生活環境保全、
緑陰形成を期待



景観向上	美しい並木道 街のシンボルマークなど
生活環境保全	大気の浄化 騒音の防止 ヒートアイランド現象の緩和など
緑陰形成	暑さを防ぐ 直射日光を遮る 強風を防ぐ 砂塵を防ぐ
交通安全	眩しさを遮る 歩道と車道の分離 路上駐車防止など
自然環境保全	土壌の侵食防止など
防災	火事の延焼防止 飛砂防止など
経済効果	街路樹管理の請負業者が潤う

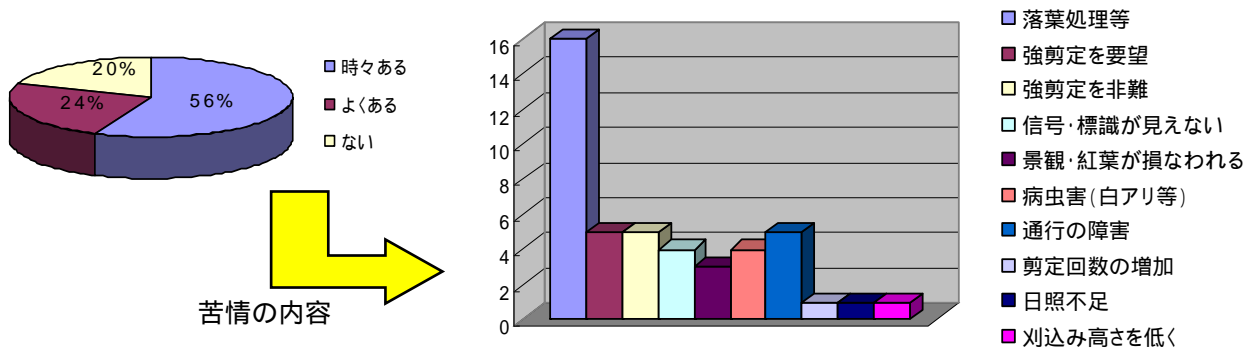
(2) 発生する問題点

《アンケート結果》
維持管理経費と病虫害
の発生が大きな問題



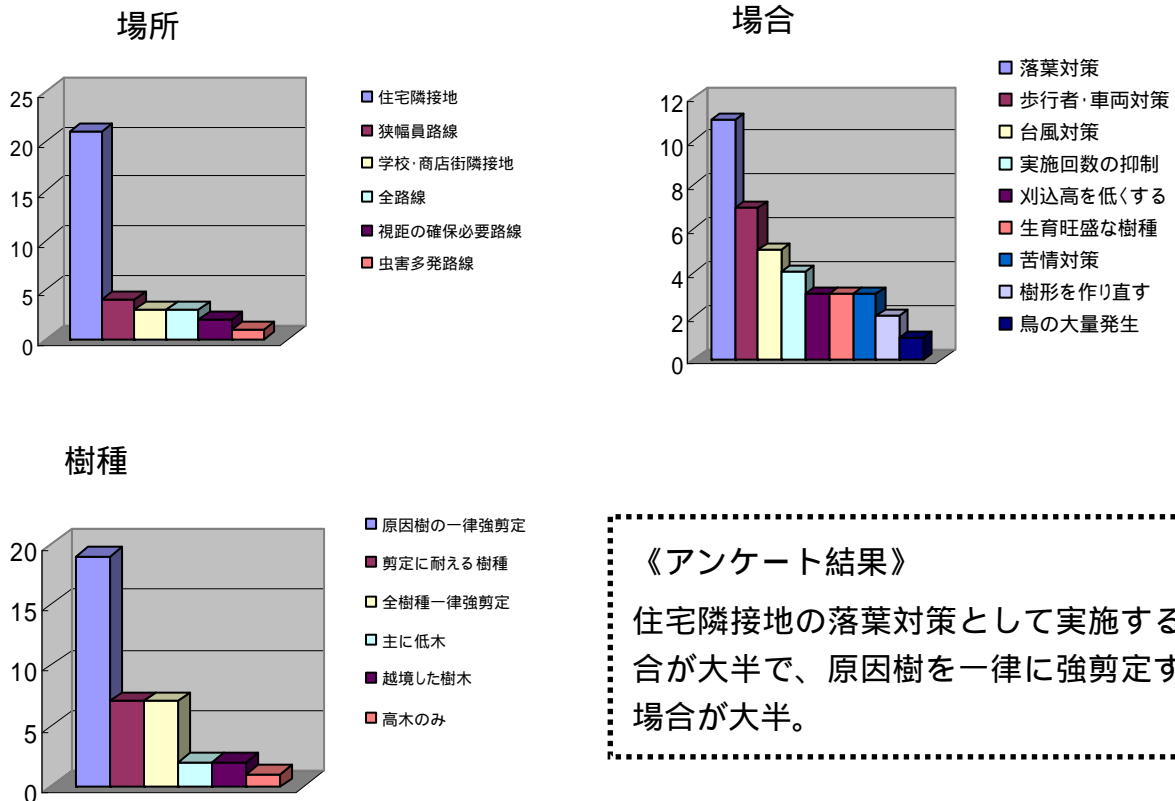
維持管理経費	管理経費の負担増加など
病虫害発生	毛虫の大量発生など
根の被害	地面の盛り上げ、下水管の詰まりなど
排水不良被害	枝葉が排水溝に詰まるなど
倒木被害	歩行者・家屋への被害 渋滞の発生など
障害物	信号機・道路標識が見にくいなど
落下物被害	葉・枝・実・花びらによるスリップ等の被害
日照不足	建物・土地の日照悪化など
花粉被害	アレルギー発作の原因

(3) 剪定内容の苦情等



《アンケート結果》
 落葉処理に関する苦情が大半。落葉前の強剪定を要望する声が多いが、一方で、景観に配慮しない強剪定を非難する声もある。

(4) 強剪定を行う場所・場合・樹種



《アンケート結果》
 住宅隣接地の落葉対策として実施する場
 合が大半で、原因樹を一律に強剪定する
 場合が大半。